

注 記 事 項

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和 7 年 9 月 2 9 日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関する Q & A」（令和 8 年 3 月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して財務諸表等を作成しております。

1. 重要な会計方針

（1）運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

（2）減価償却の会計処理方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	2 ～ 5 0 年
構築物	3 ～ 5 0 年
機械装置	3 ～ 1 2 年
船舶	5 ～ 1 5 年
車両運搬具	4 ～ 5 年
工具器具備品	2 ～ 2 0 年

なお、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第 8 7 第 1 項）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

また、リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を 0 とする定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

工業所有権	2 ～ 1 0 年
ソフトウェア	2 ～ 5 年
施設利用権	1 1 年

なお、リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を 0 とする定額法を採用しております。

(3) 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

(4) 退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の役職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、将来の退職給付の見込み額のうち、認識時点までに発生していると認められる額を割り引いた額を退職給付債務とする方法を用いた原則法を採用しており、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

(5) 特定の承継資産（独立行政法人会計基準第87第2項）の会計処理方法

個別法に基づく承継資産のうち、棚卸資産に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(6) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託研究支出金	個別法による低価法を採用しております。
貯蔵品	先入先出法による低価法を採用しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

①受託研究に係る収益

受託研究に係る収益は、主に国又は国立研究開発法人から支出された委託費であり、委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、サービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、受託研究は基本的に研究の遂行自体が主な目的であるため、研究期間満了により履行義務が充足するものとして収益を認識しております。

②資源掘削受託に係る収益

資源掘削受託に係る収益は、主に民間企業から支出された委託費で、地球深部

探査船「ちきゅう」を用いて海底資源の試掘等を行う事業に係る収益であり、顧客との委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、稼働状況に応じた1日当たりの収益があらかじめ契約で決められていることなどから、契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと判断し、一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

③ 共用施設の使用対価に係る収益

共用施設の使用対価に係る収益は、主に民間企業から支出された共用施設の使用料であり、共用施設の使用に係る契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、使用単位ごとの収益があらかじめ契約で決められていることなどから、契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと判断し、一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

(8) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(9) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(10) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 貸借対照表関係

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額は66,350,022,697円であります。

3. 行政コスト計算書関係

(1) 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	56,414,378,932円
自己収入等	△6,083,110,985円
法人税等及び国庫納付額	△15,315,654円
機会費用	1,418,094,894円

独立行政法人の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト 51,734,047,187円

(2) 機会費用の計上方法

①国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

- ・地方公共団体より無償貸付を受けている公有財産等に対して、各地方公共団体における算定方式及びそれらに準じた算定方式により得た貸借価格を計上しております。計算式は次のとおりであります。

固定資産評価額×借入面積×貸付料率＝貸借価格

- ・国より無償貸付を受けている研究用機器等の物品に対し、減価償却を行ったとして得られた当該事業年度の減価償却費相当額を計上しております。

②政府出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用の計算利率については、令和8年3月末現在の10年国債（日本相互証券公表）の利回り2.345%を使用しております。

③国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

4. 重要な債務負担行為

重要な債務負担行為は、2,813,446,000円であります。

5. リース取引関係

(1) ファイナンス・リース取引

主なリース資産の内容は横浜研究所の付加価値情報創生部門における大規模仮想化基盤システム（工具器具備品）であります。

(2) オペレーティング・リース関係

当該事業年度末における重要なオペレーティング・リース取引はありません。

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な定期預金に限定しております。未収債権等に係る信用リスクは、会計規程に基づく督促管理等によってリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
① リース債務	(1,066,880,197)	(1,055,178,418)	(△11,701,779)

(注1) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当機構は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しています。確定給付企業年金制度（積立型制度）では、給与額と加入期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)	
期首における退職給付債務	6,380,891,903
勤務費用	260,715,314
利息費用	144,208,157
数理計算上の差異の当期発生額	△ 750,054,809
退職給付の支払額	△ 329,311,761
制度加入者からの拠出額	46,727,820
期末における退職給付債務	5,753,176,624

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)	
期首における年金資産	4,621,940,794
期待運用収益	92,438,815
数理計算上の差異の当期発生額	381,969,359
事業主からの拠出額	236,719,068
退職給付の支払額	△ 78,031,096
制度加入者からの拠出額	46,727,820
期末における年金資産	5,301,764,760

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：円)	
積立型制度の退職給付債務	3,212,964,763
年金資産	△ 5,301,764,760
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 2,088,799,997
非積立型制度の未積立退職給付債務	2,540,211,861
小計	451,411,864
未認識数理計算上の差異	2,186,523,634
未認識過去勤務費用	592,648,713
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,230,584,211
退職給付引当金	3,230,584,211
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,230,584,211

④退職給付に関連する損益

	(単位：円)
勤務費用	260,715,314
利息費用	144,208,157
期待運用収益	△ 92,438,815
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 443,335,185
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 223,226,354
合 計	<u>△ 354,076,883</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	59.1%
株式	23.4%
その他	17.6%
合 計	<u>100.0%</u>

⑥長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	3.202%
長期期待運用収益率	2.000%

8. 税効果会計関係

繰延税金資産の主な原因別内訳

(単位：円)

項 目	
繰延税金資産	
税務上繰越欠損金	<u>2,892,255,367</u>
繰延税金資産	885,081,146
控除：評価性引当額	<u>885,081,146</u>
繰延税金資産 合計	<u>0</u>

9. 重要な後発事象

該当事項はありません。

10. 減損に関する事項

該当事項はありません。

11. 資産除去債務に関する事項

石綿障害予防規則に基づき、当該法令に定める範囲の撤去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

フロン回収破壊法に基づき、当該法令に定める範囲の除去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、当該法令に定める範囲の除去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

事務所の用に供している不動産等の賃借契約に伴う原状回復義務に基づき、賃貸不動産の原状回復に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は取得時からの耐用年数（４年から５０年）によっており、割引率は０．０００％から２．８１３％を採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	90,215,932円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,753,529円
時の経過による調整額	563,290円
資産除去債務の履行による減少額	152,760円
期末残高	92,379,991円

当機構は、事業用地等の賃貸借契約に基づき、事業終了時又は退去時における原状回復に係る義務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定がないものについては、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

12. 収益認識に関する事項

当機構は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第８６における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1) 収益の分解情報

当機構の一定の事業等のまとまりごとの区分は、研究開発事業及び中核的機関形成事業であり、各事業の主なサービス等の種類は受託研究に係る収益、資源掘削受託に係る収益、共用施設の使用対価に係る収益等であります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、３，６１８百万円及び７９８百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針(7) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、

2, 0 5 9 百万円であり、当機構は、当該残存履行義務について、履行義務の充足について令和8年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。

1 3. 不要財産に係る国庫納付

不要財産に係る国庫納付等については以下のとおりです。

①	資産名称		海洋地球研究船「みらい」及び搭載機器			
②	資産種類		船舶	機械装置	工具器具備品	ソフトウェア
③	帳簿価額	(1)取得価額	9,564,810,433 円	925,650 円	368,227,532 円	1,363,200 円
		(2)減価償却累計額	9,321,237,889 円	568,893 円	361,065,725 円	1,363,200 円
		(3)帳簿価額	243,572,544 円	356,757 円	7,161,807 円	0 円
④	不要財産となった理由		今後、業務を確実に実施する上で必要がないため			
⑤	国庫納付等の方法		譲渡収入による国庫納付			
⑥	譲渡収入の額		15,936,580 円			
⑦	控除費用		—			
⑧	国庫納付額		—			
⑨	納付年月日		—			
⑩	減資額		—			
⑪	備考		不要財産に係る譲渡取引とその国庫納付等が年度をまたがっているため、財務諸表作成時点において判明している事項を可能な限り取りこんで記載しております。			

1 4. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。